（趣旨）

第１条　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２９条第１３項の規定により、千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成１３年３月１日施行、令和３年９月１日一部改正）別表に掲げる施設の事業、サービスの実態、会計経理の状況を実地に検査し、もって有料老人ホームの充実した介護体制、適正な施設運営を確保する。

（立入検査の範囲）

第２条　立入検査の範囲は、老人福祉法第２９条第１３項に規定する報告の徴収及び検査とする。

（立入検査の所管区域）

第３条　健康福祉センター（以下「センター」という。）は、所管区域内に設置されている有料老人ホームを所管する。

　　　　ただし、我孫子市及び東庄町が所管する有料老人ホームを除く。

（立入検査事項）

第４条　立入検査は、次の事項について行うものとする。

一　施設の管理・運営状況

　二　居室の状況

　三　職員の配置状況

　四　介護サービスの実施状況及びその記録の作成・保存の状況

　五　運営懇談会の開催状況

　六　情報開示の状況

　七　前回の立入検査に基づく指示事項の改善状況

　八　その他必要と認められる事項

（実施計画の作成）

第５条　立入検査は、原則として別表により実施するものとし、実施計画を毎年度当初に各センターで作成する。

　　２　当該年度の立入検査の結果、文書による是正又は改善を要する事項としての指摘があり、引き続き立入検査を実施する必要があると認めるときは、翌年度においてもこれを行うことができる。

（実施方法）

第６条　立入検査を行うときは、あらかじめ当該施設に対し、立入検査日時、立入検査職員の職氏名を通知するとともに、立入検査調書（別紙様式１）を送付する。

　　２　当該施設は、立入検査調書を作成し、立入検査日の２週間前までに所轄のセンターへ提出する。

　　３　立入検査は、原則として当該施設若しくは介護等受託者の事務所等において、当該施設の責任者立会のもとに行う。

　　４　立入検査は、県職員２名以上で行う。

　　５　県職員は、有料老人ホーム検査員の証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示する。

（検査結果の措置）

第７条　立入検査担当職員は、検査後速やかに検査結果をセンター長に復命するものとする。

　　２　立入検査の結果、改善を要する事項があるときは、当該施設に対し、当該改善すべき事項を通知するとともに、その改善状況について改善状況報告書（別紙様式２）により報告を求めるほか、必要に応じて、その状況を確認する等の措置を講ずるものとする。

（検査台帳）

第８条　センターは、過去の検査結果及び改善状況等を把握し、効果的な指導を行うため、有料老人ホーム検査台帳（別紙様式３）を作成し、検査終了後必要な事項を記入し、整備しておくものとする。

（立入検査結果の報告）

第９条　センターは、有料老人ホームに対して立入検査結果を通知した場合は、原則として通知した日の属する月の翌月末までに、本庁へ通知するものとする。

　　　　また、有料老人ホームから第７条第２項による改善報告があった場合は、その内容を審査し、改善結果を付してできるだけ速やかに本庁へ通知するものとする。

附　　則

この要綱は、平成　７年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成１０年１０月３０日から施行する。

この要綱は、平成１２年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成１３年　６月　１日から施行する。

この要綱は、平成１５年　７月　１日から施行する。

この要綱は、平成１６年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成１７年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成１８年　６月２０日から施行する。

この要綱は、平成２６年　５月　７日から施行する。

この要綱は、平成２７年　７月　１日から施行する。

この要綱は、平成３０年　５月　１日から施行する。

この要綱は、令和　３年　９月　１日から施行する。

別　　表

|  |  |
| --- | --- |
| 施設類型 | 立入検査 |
| 介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護） | ２年に１回 |
| 介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護） |
| 住宅型有料老人ホーム |
| 有料老人ホームで、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているもの |
| 健康型有料老人ホーム | ３年に１回 |